

## 富田林市郵便入札実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、富田林市（以下「本市」という。）が発注する建設工事、業務及び物品等に関する指名競争入札において、郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (郵便入札の実施対象)

第2条 郵便入札の対象案件は、入札公告及び指名通知（以下「公告等」という。）において指定するものとする。

### (入札書等の送付方法)

第3条 郵便入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、指名競争入札要項、入札書及び内訳書（以下「入札書等」という。）を、公告等において指定する期日（以下「配達指定日」という。）までに到達するよう、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法で郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用はすべて入札参加者の負担とする。

2 入札書等の郵送封筒は、本市が指定する郵送封筒貼付用様式を印刷（貼付）した二重封筒で、次の方法により郵送しなければならない。

(1) 内封筒には「入札書」「内訳書」を同封し、のり付け、封印のうえ内封筒記載必要事項を記入する。

(2) 外封筒には前号による「内封筒」及び「指名競争入札要項」を同封し、のり付けのうえ、外封筒記載必要事項を記入する。

(3) 公告等で指定した提出先に郵送する。

3 前項に規定する以外（普通郵便、持参提出、ファックス等。）で提出された入札書等は無効とする。

### (入札書の保管等)

第4条 市長は、この要領の規定に基づいて入札書等が入札担当課に到達したときは、外封筒のみを開封し、内封筒は開封せず開札日時まで厳重に保管するものとする。

2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回することができない。

### (入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札書等の配達指定日までは、入札を辞退することができる。ただし、入札書等の郵送後は、入札を辞退することができない。

### (開札)

第6条 開札はあらかじめ指定した日時及び場所において、入札参加者の中から2者以上の立会人を立ち会わせて執行しなければならない。この場合において、入札参加者が立ち会

わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

- 2 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし最低制限価格を設けた場合は、予定価格と最低制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者として決定する。
- 3 最低入札額が2者以上の場合は、その同額者があらかじめ指名競争入札要項に記入した3ケタの数字の合計に、入札立会人が開札の立会い時に決める3ケタの乱数を加算し、その合計値を同額入札者の数で除した余りの値を基本とする、一定の計算を経て落札者を決定するものとする。
- 4 第2項及び前項の規定は、開札後に入札参加資格者の審査を行う必要がある場合において準用する。この場合において、第2項及び前項の規定中「落札者」とあるのは「落札候補者」と読み替える。
- 5 前項の場合の入札方法において、開札後、落札候補者最上位者のみ資格審査を行い、資格を有していないと判断した場合、次順位者について同様の審査を行い、最終落札者を決定するものとする。

#### (立会人)

- 第7条 市長は、立会人を選任したときは、開札立会人通知書により当該立会人に通知するものとする。
- 2 立会人は、開札立会人承諾書を提出しなければならない。
  - 3 立会人が代理人の場合は、委任状を必要とする。
  - 4 立会人は、当該入札終了後、立会人署名書に署名しなければならない。
  - 5 立会人は複数の入札の立会人を兼務することができる。
  - 6 当該入札参加者は、開札を傍聴することができる。この場合において、発言などはすることができない。
  - 7 開札において、前条に掲げる以外の疑義が生じたときは、立会人及び入札担当課で協議し決定するものとする。

#### (入札の無効)

- 第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
  - (2) 入札要項を提出しない者のした入札
  - (3) 同一の入札案件について複数の入札書等を提出した入札
  - (4) 入札書等の記載が不明瞭なもの及び記名押印を欠く入札
  - (5) 入札書記載の金額を訂正した入札
  - (6) この要領に規定する以外の方法で入札書等を提出した入札
  - (7) 入札書等が配達指定日以外の日には到達した入札。ただし、次条の規定により、入札を延期した場合には、この限りではない。
  - (8) 入札書等の郵送封筒に、必要事項が記載されていないもの、それらが確認できないもの又は封筒に封印のないもの

- (9) 入札書等の郵送封筒に記載の必要事項と同封された入札書等に記載の必要事項が相違するもの
- (10) 内訳書の提出を求められた入札でその提出がなく、又は内訳書の額と入札書の金額が同一の金額でないもの
- (11) 同日に実施された建設工事または測量建設コンサルタント等業務の入札において先に落札したもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する法令等に違反してなされたもの

(入札の延期及び中止)

第9条 市長は、郵便事情等による事故又は不正行為の発覚等により必要があると認めるときは、入札の延期又は中止することができる。

(入札結果等の公表)

第10条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに当該落札者に通知するとともに入札結果を公表する。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項については、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和3年5月20日から施行する。